

新たな劇場整備の検討について

1 横浜市新たな劇場整備検討委員会の取組

(1) これまでの主な検討内容

ア ポストコロナ社会での新たな劇場の位置づけ

ポストコロナでの多様な価値観やライフスタイル(新しい生活様式)を想定し、令和元年度に取りまとめた新たな劇場整備の位置づけについて、さらに検討を加えました。

- ・ デジタル革命への対応としてスマート劇場による実証実験の場
- ・ 国内外劇場とのつながりの強化によるわが国の舞台芸術の活性化
- ・ 人・技術・企業の育成として、人材育成、アートを介した企業のマッチングなど
- ・ ポストコロナ仕様による劇場整備として、屋外空間の活用、自然換気の導入など
- ・ コロナ禍での市の財政状況をふまえた公費負担の妥当性など

イ 事業内容の検討

公演プログラム案と年間運営費の試算、公費を含めた収支の考え方などを検討しました(別紙1参照)。年間運営費の試算値として、開館時は約45億円、開館5年後は約55億円、開館10年以内は約35億円と算出しました。

ウ 施設整備計画の検討

みなとみらい21地区の60・61街区を候補地として、基本計画の検討を進めています。計画策定において重視する主な視点としては、観客席2,500席と良好な環境の確保、利便性と高い創造力の発揮につながる多面舞台の設置、エントランス・ロビーや創造スペースでの市民交流、西側用地の賑わい施設としての活用、観光エンターテイメントゾーンの活性化への貢献などとしています(別紙2参照)。

(2) 今後の検討内容

新たな劇場整備の施設整備計画や管理運営の考え方に基づき、年間運営費や概算整備費の試算及び財源内訳(公費負担など)を算出するとともに、今後の厳しい財政状況における実行の見通しなどを検討します。また、併せて整備効果なども検討します。

(3) 新たな劇場の検討候補地について

検討候補地である60・61街区は、土地開発公社から継承した土地と埋立事業会計が所有する土地で構成されており、土地活用に当たっては、一般会計の負担が発生します(別紙3参照)。このことについて検討委員会、各部会で確認するとともに、市としての検討状況を適宜報告します。

2 広報・情報提供

- ・ 検討委員会及び各部会の状況の動画及び会議内容を補足するために作成した取材動画を、市のホームページで配信しています。
- ・ 広報よこはまで定期的に情報を発信しています。また、自治会町内会を通じた情報提供などを進めています。

管理運営計画の検討

1 年間運営費の試算

(1) ケースの設定

	ケース 1	ケース 2	ケース 3
時期	開館当初を想定	開館から 5 年後を想定	開館から 10 年以内を想定
自主/貸館	自主事業を主体に高い芸術性を追求	自主事業を主体に高い芸術性を追求	高い芸術性を維持でき、貸館事業の割合を増やす
バレエ・オペラの公演割合	週末公演をベースに公演数は全体の 50%程度	平日公演も可能となり、公演数は全体の 70%程度	平日公演も可能となり、公演数は全体の 70%程度

(2) プログラム数

		ケース 1	ケース 2	ケース 3
公演ジャンル の割合	バレエ オペラ	81 回 (54.4%)	109 回 (70.8%)	109 回 (70.8%)
	その他	68 回 (45.6%)	45 回 (29.2%)	45 回 (29.2%)
自主と 貸館の 割合	自主	86 回 (57.7%)	101 回 (65.6%)	77 回 (50.0%)
	貸館	63 回 (42.3%)	53 回 (34.4%)	77 回 (50.0%)
計		149 回	154 回	154 回

(3) ケースごとの運営費の試算

経費区分		ケース 1	ケース 2	ケース 3
事業費	鑑賞事業 創造と発信事業	公演料 2 3 億円	3 3 億円	1 3 億円
	次世代育成等	フェスティバル 鑑賞教室 ワークショップ 4 億円	4 億円	4 億円
管理費	維持管理費	維持費 事務費 公租公課費 9 億円	9 億円	9 億円
	人件費	職員給与等 受託者（委託費） 9 億円	9 億円	9 億円
合計		4 5 億円	5 5 億円	3 5 億円

(参考) 他劇場（平成 30 年度）の運営費

経費区分		新国立 劇場	びわ湖 ホール	兵庫県立 芸術文化 センター
事業費		3 9 億円 (5 1%)	5 億円 (3 1%)	1 6 億円 (4 9%)
管理費	維持管理費	1 3 億円 (1 7%)	7 億円 (4 4%)	1 0 億円 (3 0%)
	人件費	2 5 億円 (3 2%)	4 億円 (2 5%)	7 億円 (2 1%)
合計		7 7 億円	1 6 億円	3 3 億円

2 収支計画の考え方

(1) 収支計画での運用

- 鑑賞事業である通常のバレエ・オペラ・その他のジャンルの公演は、自主、貸館事業あわせて、全体として収支が賄えるようにする。
- 創造と発信事業は、これまでも、国の補助金が投入されており、引き続き、積極的に補助金を入れていくとともに、補う分として市費を投入する。なお、国には、補助金の拡大や新設について働きかける。
- 鑑賞教室、ワークショップなどについては、これまで市の事業として実施しており、引き続き、市の事業として劇場が実施する。なお、国には、補助金の拡大や新設について働きかける。
- フェスティバルの展開などに国の補助金が投入されており、引き続き、補助金を活用していくとともに、補う分として市費を投入する。
- 施設管理、組織運営に伴う費用は、これまでの指定管理の考え方に基づき、必要分は市費で負担する。

(2) 収支計画での公費などの計上の考え方

ア 国費の積極的な計上

新たな劇場が文化芸術立国実現へ貢献することをふまえ、現在の補助金の動向のみならず、積極的に計上する。

イ 民間支援の積極的導入

早い段階から支援体制の構築に向けた取組を推進するなど、積極的に計上する。

ウ 市費の計上

国費や民間支援の金額を計上の上、市が負担すべき部分を明確にし、市費の投入を検討する。

3 他劇場の事例

(1) 公演ジャンルの割合（ホームページ等より事務局調べ）

	新国立 劇場	東京 文化 会館	兵庫 芸術文化 センター	びわ湖 ホール	愛知県 芸術劇場	横須賀 芸術劇場	富山 オーバード ・ホール	神奈川 県民 ホール	横浜 みなと みらい ホール	関内 ホール	KAAT 神奈川 芸術劇場
年度	H30年度	H30年度	H30年度	H30年度	H29年度	H30年度	H30年度	H30年度	H30年度	H28年度	H30年度
バレエ オペラ	97.2% (106回)	56.1% (101回)	13.3% (22回)	12.2% (15回)	9.6% (16回)	3.6% (7回)	6.2% (8回)	11.0% (18回)	0.7% (2回)	1.6% (5回)	0.9% (2回)
その他	2.8% (3回)	43.9% (79回)	86.7% (144回)	87.8% (108回)	90.4% (151回)	96.4% (186回)	93.8% (121回)	89.0% (145回)	99.3% (297回)	98.4% (307回)	99.1% (223回)

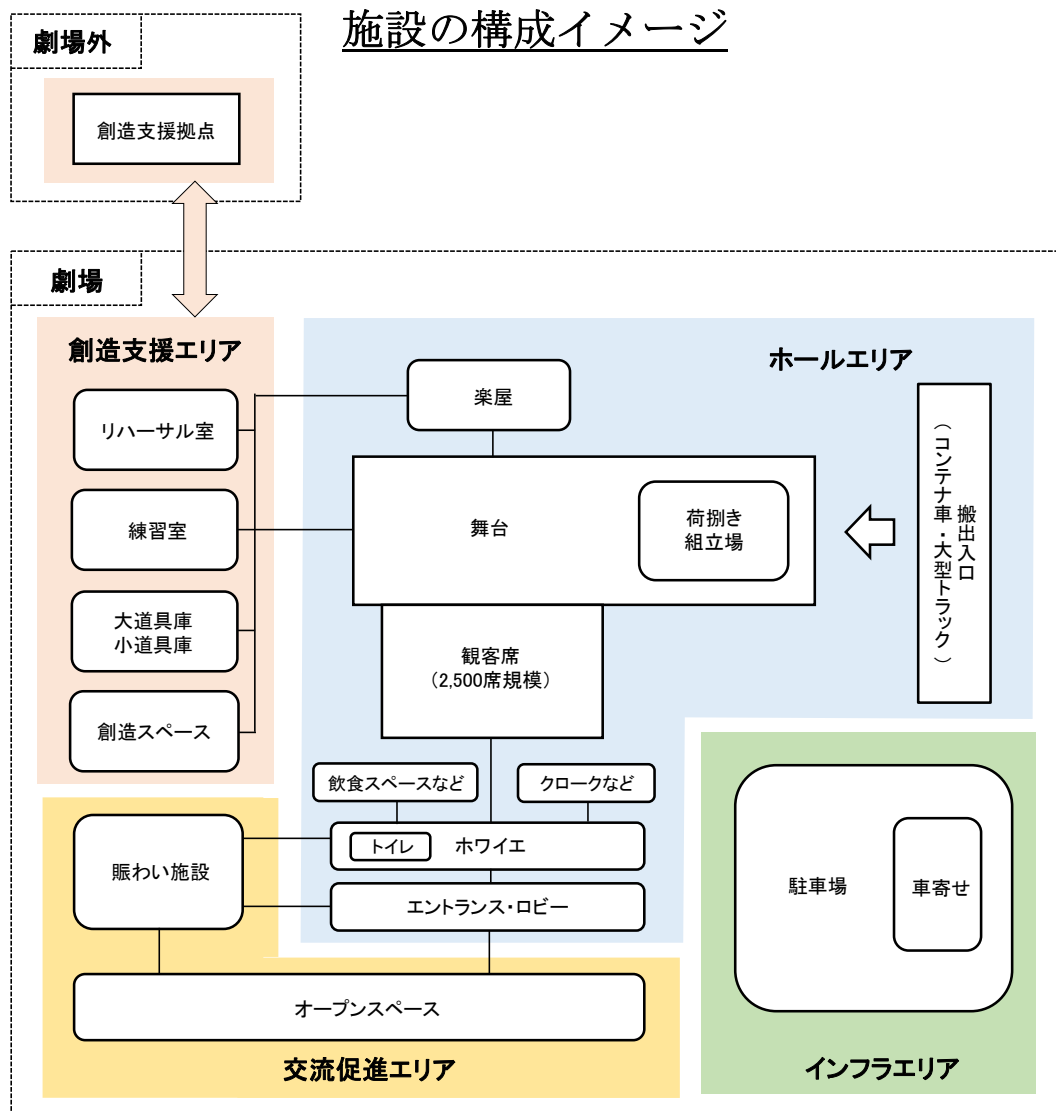
(2) 自主・貸館の割合（ホームページ等より事務局調べ）

	新国立 劇場	東京 文化 会館	兵庫 芸術文化 センター	びわ湖 ホール	愛知県 芸術劇場	横須賀 芸術劇場	富山 オーバード ・ホール	神奈川 県民 ホール	横浜 みなと みらい ホール	関内 ホール	KAAT 神奈川 芸術劇場
年度	H30年度	H30年度	H30年度	H30年度	H29年度	H30年度	H30年度	H30年度	H30年度	H28年度	H30年度
自主	90.8% (99回)	5.0% (9回)	65.1% (108回)	35.8% (44回)	5.4% (9回)	19.7% (38回)	18.6% (24回)	12.9% (21回)	25.4% (76回)	9.0% (28回)	20.0% (45回)
貸館	9.2% (10回)	95.0% (171回)	34.9% (58回)	64.2% (79回)	94.6% (158回)	80.3% (155回)	81.4% (105回)	87.1% (142回)	74.6% (223回)	91.0% (284回)	80.0% (180回)

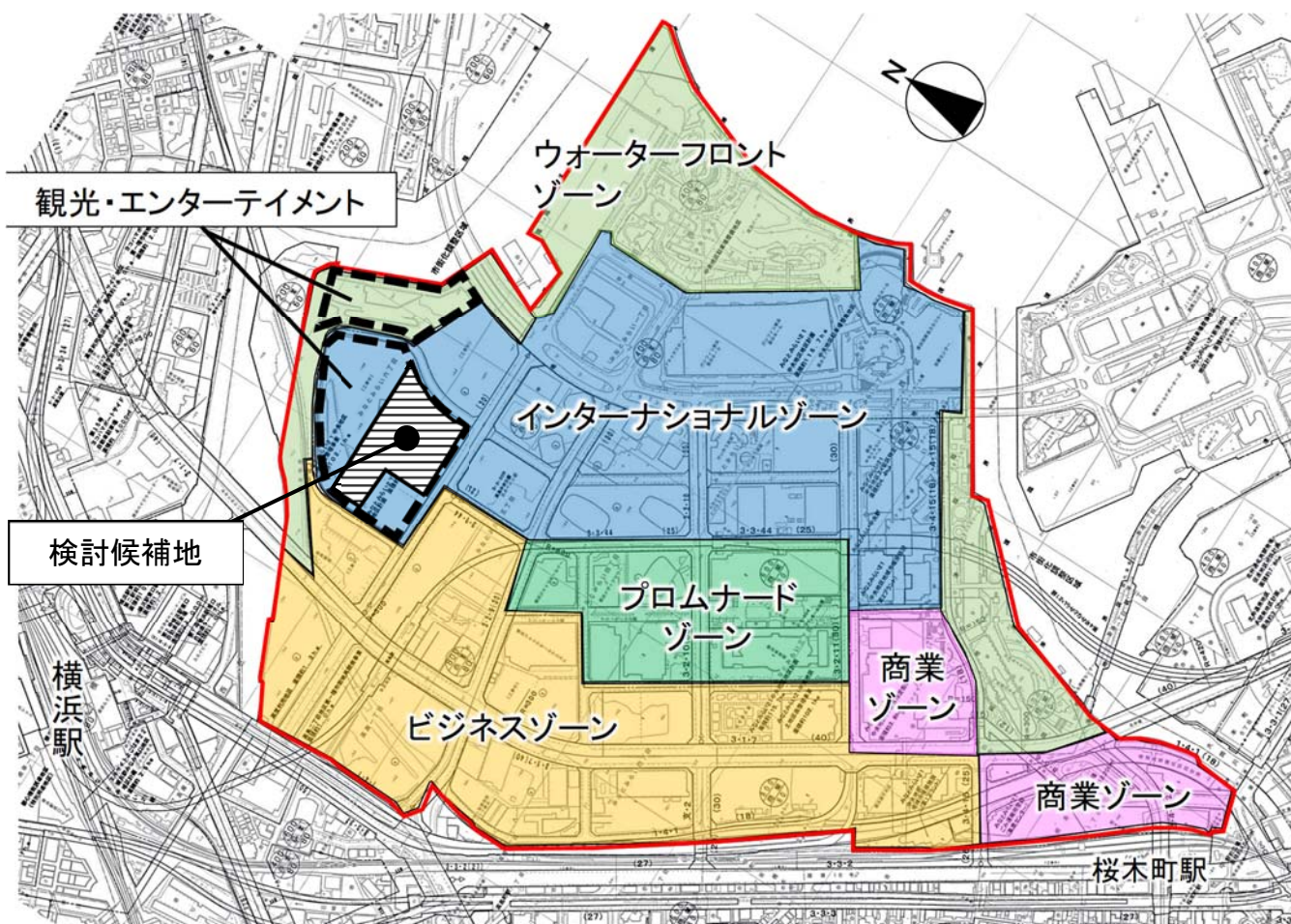
施設整備計画の検討

劇場の有する施設機能を担う役割ごとに4つのエリアにゾーニングし、それぞれの機能の関連について整理する。

エリア	機能	事例
ホールエリア	バレエ、オペラなどの舞台芸術が、世界レベルの優れた環境のもとに高い芸術性が発揮され、鑑賞できる	観客席、舞台、ホワイエ、エントランス・ロビー、楽屋、搬出入口、荷捌き組立場など
創造支援エリア	新作や新演出などの新たな制作づくりや育成機能、市民参加による交流などが行われる	リハーサル室、練習室、大道具庫、小道具庫、創造スペース（スタジオ）、創造支援拠点（劇場外）
交流促進エリア	文化芸術の交流の場であり、観光・エンターテインメントゾーンとしての賑わい創出	オープンスペース、賑わい施設
インフラエリア	周辺施設の動線と連携し、来場者、資機材などの移動の効率性と安全性の確保	駐車場、車寄せ



【検討候補地】



検討候補地について

1 60・61 街区の活用にあたって生じる一般会計負担について

60・61 街区は、第三セクター等改革推進債（以下「三セク債」という。）を活用して解散した横浜市土地開発公社（以下「公社」という。）から継承した土地と埋立事業会計の売却用地であり、土地売却収入を三セク債の償還財源や埋立事業会計の事業収入とすべき土地である。そのため、今後、劇場の事業手法の検討や事業費の算定などの作業を進めるにあたっては、一般会計負担となる土地の費用（一般財源充当額）も含めて検討する必要がある。

※土地評価額やそれに伴う取得費用などの数値は、時点により示したものである。実際に活用するにあたっては改めて算定予定。

【参考 1 三セク債償還財源について】

三セク債の償還については、公社から継承した土地の売却収入等を充て、不足分を一般財源で充当することとしている。

60・61 街区を劇場用地として活用する場合の一般財源充当額は、令和 2 年度予算時における売却価格や金利等から試算（以下「令和 2 年度予算時試算」という。）した場合、「ア 償還財源」の一般財源充当額 568 億円 (①) に、「イ 60・61 街区の土地評価額」の 78 億円 (②) を加えた 646 億円 (③) (※) となる。

(1) 償還財源

	土地売却収入等	一般財源充当額	計
公社解散時（参考）	8 4 8 億円	5 9 8 億円	1, 4 4 6 億円
令和 2 年度予算時試算	8 5 4 億円	5 6 8 億円 (①)	1, 4 2 2 億円

(2) 60・61 街区の土地評価額

公社解散時（参考）	8 8 億円
令和 2 年度予算時試算	7 8 億円 (②)

(3) 60・61 街区を劇場用地として活用する場合の償還財源

	土地売却収入等	一般財源充当額	計
令和 2 年度予算時試算	7 7 6 億円	6 4 6 億円 (③)	1, 4 2 2 億円

【参考 2 埋立事業会計の売却用地】

60・61 街区については、公社から継承した土地に加え、埋立事業会計売却用地があり、埋立事業会計への土地の買取費用として 50 億円が生じる。

【参考3 三セク債を活用した公社の解散】

公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、横浜市によって設立され、事業に必要な土地を本市に代わって先行取得し、街づくりに大きく貢献。しかし、街づくりの進展に伴い、「公社に依頼し新たに土地を取得する必要性が薄れたこと」や「厳しい財政状況の中で、事業化の進捗が遅れ、土地の取得にかかる借入金の金利負担が増加していること」などから、財政健全化の一環として将来の財政負担を軽減するため、三セク債を活用し平成25年度に解散。

*三セク債とは、地方公社や第三セクターなどの抜本的改革を集中的に行うため、平成21年度から25年度までの時限措置として発行が認められた特別な地方債で、第三セクター等の廃止、解散等に要する経費について措置されるもの。

【参考4 みなとみらい21地区60・61街区の土地の価格】

近隣街区での土地売却予定価格（令和元年10月1日時点）により積算（※）すると、60・61街区の土地価格は約135億円。

所管等	面積 (ha)	時 価
財政局（三セク債）	1.4	約82億円
港湾局（埋立事業会計）	0.9	約53億円
合 計	2.3	約135億円

※62街区（22,188.34 m²） 12,369,432,847 円（589,100 円/m²）